

尼崎市公文書の管理等に関する条例（令和4年3月9日尼崎市条例第3号）から抜粋

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、付則第7項の規定は、公布の日から施行する。
（尼崎市公文書管理制度審議会条例の廃止）

2 略

（経過措置）

3 第2章の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得する文書等について適用する。

4 実施機関は、施行日前に当該実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等で公文書に該当するものについて、第2章の規定に準じて市長が別に定めるところにより、管理しなければならない。この場合において、歴史的公文書に該当するものとして、市長が引き続き保存することを決定した文書等及び市長に移管された文書等は、特定歴史的公文書とみなす。

5 この条例の施行の際現に市長が歴史的公文書に該当するものとして特別の管理をしている文書等については、市長は、別に定めるところにより、特定歴史的公文書とみなして第3章の規定を適用することができる。

6～10 略